

答弁書第一七号

内閣参質一七五第一七号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員山谷えり子君提出日韓基本条約を無視する仙谷内閣官房長官の発言に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出日韓基本条約を無視する仙谷内閣官房長官の発言に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

お尋ねの「国際条約をこのような形でひっくり返し」及び「日韓基本条約の見直し」の意味が必ずしも明らかではないが、大韓民国との間では、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四十年条約第二十七号）第二条1において、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が・・・完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」している。

その上で、政府としては、朝鮮半島出身者の遺骨の返還について、大韓民国政府との協議を踏まえ人道的観点から可能な限り対応していくなどの取組を行う考えである。

三及び四について

政府の見解は、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（昭和四十年条約第二十五号）第二条に規定されているとおりであり、従来の立場を変更した事実はない。

